

令和2年7月4日

保護者様

大垣市立青墓小学校
校長 坪井 秀憲

警報発令時の対応について

例年、台風の接近等で、暴風・大雨などが予想される場合、児童の安全を配慮して下記の措置をとります。状況に応じて「すぐメール」でお知らせをしますが、基本的には下記の対応となりますので、よろしくをお願いします。

なお、青墓校区は、大雨警報（土砂災害）の対象区域となっているため、市内の学校と対応が変わることがあります。詳しくは、裏面をご参照ください。

記

1 警報発令時の原則的な対応

- (1) 大垣市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」の発令中は登校しない。
- (2) その他（注意報等の発令）については、注意して登校する。ただし、保護者が危険と判断した場合は、自宅で待機する。
- (3) 警報が解除されても、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合は、保護者の判断で登校させなくてもよい。

2 警報の発令・解除の時刻に伴う登校時刻等の対応

警報の発令・解除の時刻	登校・給食・休校の対応
①登校以前に警報が発令されている場合	・解除されるまで登校しません。（学校からの連絡なし） ・自宅で待機し、安全を確保します。
②6：00以前に解除された場合	・いつも通り登校します。
③6：00～8：00に解除された場合	・解除後、2時間を経て授業開始になります。 ・給食は、通常通りあります。
④8：00～11：00に解除された場合	・13時より授業を開始します。 ・家庭で昼食をとってから登校します。（給食なし）
⑤11：00以降に解除された場合	・臨時休校になります。

3 児童の登校後に警報が発令された、または発令される可能性が大きい場合の対応

- (1) 児童のみで帰宅できると判断した場合
→ 授業を中止して速やかに下校させ、教師による下校指導を行います。
- (2) 児童のみで帰宅するのが困難と判断した場合
→ 保護者の方のお迎えをお願いします。（すぐメールでお知らせします。）

4 大雨警報発令時の対応について

大雨警報には「土砂災害」と「浸水害」の2種類があり、そのうち「大雨警報（土砂災害）」発表時は、土砂災害警戒区域がある地域（上石津地区・赤坂地区（青墓小校区を含む））が、対象となります。しかし、どの地区が「大雨警報（土砂災害）」の対象であるかは、雨量等の関係でその都度違い、上石津と赤坂の両方が対象となる場合もあれば、上石津地区だけが対象となることもあります。よって、「登校」か「自宅待機」を判断するためには、赤坂地区が「大雨警報（土砂災害）」の対象であるか否かを確認する必要があります。

大垣市に発表された大雨警報が「土砂災害」か「浸水害」のどちらなのか、赤坂地区が土砂災害の対象であるかを確認する方法について、以下に掲載しました。ご家庭でも、情報の収集・把握をお願いします。

なお、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」発表時等の対応に変更はありません。

(1) 大雨警報の種類

大雨警報には次のような種類があります。

	警報の意味
大雨警報（土砂災害）	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域がある地域を対象に、土石流や崖崩れのおそれがあるときに警戒を呼びかけるもの
大雨警報（浸水害）	浸水害のおそれがあるときに警戒を呼びかけるもの

(2) 確認方法

テレビやラジオでは「大雨警報」と放送されますが、大垣市に発表されているのが土砂災害なのか浸水害なのかは、次の方法で確認できます。

気象庁ホームページ	ヤフージャパン	ぎふ川と道のアラームメール（要登録）
		
https://www.jma.go.jp/jma/warn/f_2120200.html	https://typhoon.yahoo.co.jp/weather/jp/warn/21/21202/	https://service.sugumail.com/gifu/member/

(3) 土砂災害の危険度分布について

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。大雨警報（土砂災害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを知ることができます。

(4) 土砂災害の危険度分布の確認方法

気象庁のホームページで「土砂災害の危険度分布」を確認できます。右のQRコード又はURLをご利用ください。

土砂災害の危険度分布

https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/